

令和 4 年 11 月 9 日

総務省資料

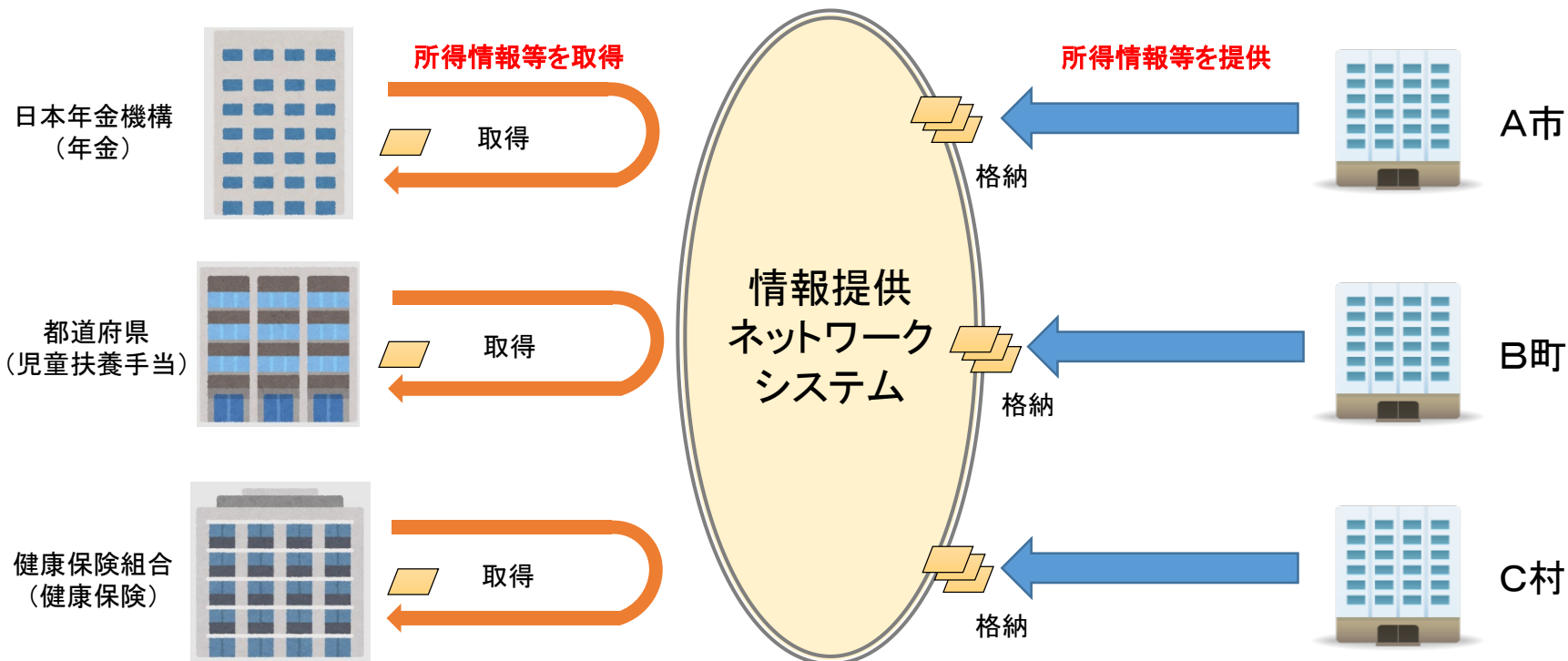
総務省自治税務局

情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報等の活用

- 個人住民税の所得情報等(※1)については、既にマイナンバーとの紐付けが行われており、番号法に基づく情報連携により、当該税情報等が各種社会保障制度(※2)で利用されている。
 - ※1 種類ごとの所得金額、所得控除額、税額など122項目(R4.6時点)
 - ※2 健康保険、国民健康保険、児童手当、介護保険、職業訓練等において、利用者負担の決定や受給要件の確認等のために活用。
- 各市町村は、保有する所得情報等を情報提供ネットワークシステムに提供し、社会保障担当部局等が当該情報を取得・利用する仕組み。
- これまでに「地方税の課税情報」が情報提供された件数は、約1億7千万件(H29.7～R4.8の累計)。

所得情報等を利用する機関

地方税務部局



地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務

利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、情報連携導入前は所得証明書等により確認していたが、情報連携導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となっている。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例（※番号法別表第二に規定）

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、 高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係 る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費 の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実 についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求 に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関す る事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給 付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
その他	特定公的給付の支給 を実施する行政機関 の長等	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務

※ 番号法の別表第二において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能な事務として131の事務が規定され、そのうち62の事務
に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(令和4年6月現在)。

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について

各都道府県市町村税担当課長 殿
(市町村税担当課扱い)
東京都総務局市町村税担当課長・
主税局固定資産税担当課長 殿
(市町村税・固定資産税担当課扱い)

総 税 固 第 5 7 号
令 和 4 年 9 月 2 7 日

総務省自治税務局固定資産税課長

所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、令和2年度税制改正において、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じたところですが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要です。

そのためには、現に所有している者の申告制度を活用することに加え、住民基本台帳との連携を図ることが有効であり、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者(以下、「住登外者」という。)についても、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することが可能であることから、適切に活用されますようお願いいたします。

その際、照会するに当たっては、マイナンバーにより検索する方法が最も簡便であることから、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けを進められますようお願いいたします。

今般、「固定資産課税事務におけるマイナンバーの取扱い等に関する調査等について(照会)」(令和3年5月21日付け総税固第38号)により実施しました調査の結果(別紙1)を踏まえ、住登外者のマイナンバーの取得に当たり留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたのでお知らせします。(中略)

記

3 マイナンバーの取得について

住所地と課税団体が同じである納税義務者については、課税団体において納税義務者のマイナンバーを把握できることから、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを積極的に進めていただきたい。

なお、「税務システム標準仕様書【第2.0版】」(令和4年8月31日公表)において、別紙3のとおり、住民記録システム及び宛名システムから、マイナンバーを固定資産税システムへ取り込める機能を【実装必須機能】としており、これにより、標準仕様書に準拠したシステムへの移行後は、容易に固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けが可能となる予定である。(中略)

また、住登外者については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することでマイナンバーを取得することが可能である。具体的には、各市町村の統合端末を操作して、地方公共団体情報システム機構へ照会することにより、対象者のマイナンバーを取得することとなる。地方公共団体情報システム機構への照会方式は、次の2とおりの方式がある。各方式における端末操作手順の詳細については、各市町村の住民基本台帳担当部署に確認されたい。

(1) 即時提供方式 対象者について一人一人検索する方式

(2) 一括提供方式 対象者ファイルを送信することにより、複数の対象者の情報を一括して取得する方式

上記照会においては、検索条件の指定方法によっては複数の者が該当する場合があるため、登録すべき固定資産所有者との同一性の確認を十分に行っていただきたい。

資料3-1 P.2 「2. マイナンバーの利活用拡大を基礎とした社会保障制度等の充実」及び
P.3 「(別紙) ② マイナンバーに紐づいた所得等各種情報の充実」

【個人住民税の所得情報についての利活用と所得把握の早期化について】

- 個人住民税の所得情報については、既にマイナンバーとの紐付けが行われており、番号法に基づく情報連携により、当該税情報が各種社会保障制度(※)で利用されている。これにより、従前、申請者に提出を求めていた所得証明等の提出が原則不要となるなど、国民・住民の利便性が向上している。

※ 健康保険、国民健康保険、児童手当、介護保険、職業訓練等において、利用者負担の決定や受給要件の確認等のために活用。

- 所得情報の更なる利活用については、マイナンバーの活用事務の拡大に関する検討の中で、各種制度において、どのような情報が必要であるか、所得情報を利用する関係省庁において整理し、検討すべきもの。
- 所得把握の早期化については、各月に支払われる給与支払額に基づく源泉徴収を行っていない地方税の課税実務において、各月の給与支払情報等は必要としておらず、地方税における所得把握としては、進行中の年の各月の情報を把握する仕組みを設けることは難しい。

【固定資産税情報とマイナンバーの紐付けについて】

- 固定資産税の納税義務者情報のうちマイナンバーとの紐付けが未了のものについて、紐付けを推進することは、納税義務者の死亡事実の早期把握による固定資産税の適切な課税や、現在検討している納税通知書の電子化にも資すると考えている。
- そのため、地方団体に紐付けを推進するよう通知を発出したほか、システム標準化においてもマイナンバーを固定資産税システムに取り込む機能を要件化したところであり、引き続き、こうした取組みを進めていく。